

令和4年度 第1回能勢町地域福祉計画推進委員会 議事録

日 時	令和5年2月28日(火) 14:00~15:45
場 所	能勢町保健福祉センター 集団指導室
出席者	委員長 福西正明 委員 谷 聖一 副委員長 乾谷 晃 委員 桂 隆信 委員 奥畑 司 委員 宇佐美 哲郎 委員 八木 キヨミ 委員 森 下 保夫 委員 小谷 美恵子
事務局	福祉部 部長 百々 孝之 福祉部福祉課 課長 中務 義仁 係長 上森 洋祐 主事 田畑 尚利 能勢町社会福祉協議会 事務局長 松下 和之
会議の公開	公開
傍聴者数	1名

1 会議次第

- 1 開 会・あいさつ
- 2 出席者紹介
- 3 委員長・副委員長の選出
- 4 委員長あいさつ
- 5 議 題
 - (1) 第4次 能勢町地域福祉計画の事業実施・進捗状況について
 - (2) その他
 - 第3次 能勢町地域福祉活動計画について (社協資料)
- 6 閉 会

2 審議経過

事務局

定刻となりましたので、令和4年度第1回能勢町地域福祉計画推進委員会を開催します。

私、福祉課長の中務でございます。本日の司会を努めます。よろしくお願いいたします。皆様方には、ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

本日は、15時30分を目途に終了したいと考えています。ご協力お願いします。地域福祉計画推進委員会は、今年度から新たな任期となりますので、本日ご出席の皆様には、委嘱状をお手元の封筒に入れております。後ほどご確認ください。続いて、資料の確認をいたします。

(資料確認)

なお、能勢町地域福祉計画推進委員会設置要綱第7条第4項に基づき、本日の会議は公開となります。議事録につきましてもホームページに掲載します。

続いて、百々福祉部長より、皆様にご挨拶申し上げます。

事務局

こんにちは、福祉部長の百々でございます。推進委員の皆様には町政各般にわたりお世話になり、お礼申し上げます。本日はお忙しい中ご出席賜り、ありがとうございます。また、本会議開催にあたり委員就任をお願いしましたところ快く委員の方をお受けいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。今回新たに就任いただいた、能勢町区長代表森下様、豊能地区更生保護女性会会長小谷様、大変お世話になります。この推進委員会は、本町が定めた地域福祉計画の策定と進捗を図るために設置しており、福祉施策の根幹となす地域福祉計画を審議いただくものです。現在は、5か年計画の2か年目ですが、長引くコロナ禍により、活動が大きく制限されるなど、事業の実施が難しい状況が続いております。

一方で、コロナウイルスにより孤独、孤立というような状態にある方は、非常に厳しい状態が続き、人と人とのつながりを実感できる、地域づくりが求められているところです。これから、新型コロナウイルス感染症について類型の変更もあり、いろいろとステージが変わっていくわけですが、福祉の施策や事業の在り方が、この時代に対応し変化していく必要があると考えているところです。この後、委員長、副委員長を選出したのちに、この1年間の進捗を報告します。忌憚のないご意見をいただき、次年度以降、事業に反映していければ幸いです。本日は最後までよろしくお願いいたします。

事務局

本日は、委員12名のうち9名が出席されていますので、設置要綱第7条第2項の規定により、本日の委員会は有効に成立していることを報告します。

続いて、次第3、委員長・副委員長の選出について、設置要綱第6条により、委員長・副委員長は委員の互選により選出するとなっております。どなたかご意見はございますか。

(委員より、意見なし)

立候補、ご意見等もございませんので、事務局案を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員より、異議なしの声)

事務局

事務局案としまして、委員長に有識者 福西 正明様 (ふくにし まさあき) 様、副委員長に能勢町民生委員児童委員協議会会長 乾谷 晃 (いぬいだに あきら) 様を提案します。

(委員より、異議なしの声)

事務局

それでは、委員長に有識者の福西正明様 (ふくにし まさあき) 様、副委員長に能勢町民生委員児童委員協議会会長の乾谷 晃 (いぬいだに あきら) 様よろしくお願いたします。

早速ですが、設置要綱第7条により、「委員長は会議の議長となる」とありますので、福西委員、乾谷委員は、前の委員長、副委員長席に移動をお願いします。

(福西委員が委員長席に、乾谷委員が副委員長席に移動)

それでは、正副委員長を代表して、福西委員長より、一言ご挨拶をいただきたいと思います。これより先の議題につきましては、福西委員長より進行をお願いします。

委員長

(委員長あいさつ)

それでは議題に入ります。議題第1、第4次能勢町地域福祉計画の事業実施、進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、事前配付資料3, 4, 5による事業実施、進捗状況説明)

委員長

第4次能勢町地域福祉計画の事業実施・進捗状況についてご意見、ご質問はありますか。

委員

役場や保健福祉センターにひきこもりの方からの問い合わせはありますか。

事務局

相談件数は少ないですが、総合相談の中で相談を受けることはあります。現在CSW連絡会において支援の方法をについて話し合い、ひきこもりの方の支援への対応を準備しているところです。

委員

ひきこもりの方には色々な年代の方がおり、社会復帰するのも大変だと思いますが、例えば実際に家庭に訪問することなど行動で示すことはありますか。

事務局

ひきこもりの方への支援は、大阪府池田子ども家庭センターが担当であり、ひきこもりの方本人よりも、家族からの相談が池田子ども家庭センターにつながり、担当者と話をされますが、本人が希望されないと訪問に結びつきません。

CSW連絡会ではこれからの支援の取り組みを、大阪府の援助を受け、ひきこもりの方への対応方法について学んでいるところです。

委員

ありがとうございました。

委員長

ほか、何かございませんか。

副委員長

資料の4の3ページ。いきいき百歳体操の報告には、44地区44か所で活動とあるが、昨年資料には49か所、町のホームページには件数が47か所と3通りの数字があるが、44で正しいか確認したいです。

次に、資料4の9ページ、民生委員児童委員協議会の情報提供という区分の概要の中で「民児協における活動内容の案内・啓発を図り、支援が必要な人が、適切に福祉サービスが受けられるよう情報提供に努める。」という書き方についてです。

我々民生委員の協議会は、地域の身近な相談相手として、困りごとや心配事の相談を受けて専門機関につなぐ役として日々活動しています。相談内容も、福祉、医療、介護、経済的な問題、児童等を含めた教育問題など、多種多様にまたがりますが、そ

の範囲とこの表現と照らし合わせたら若干、我々が思う内容とニュアンスが違うのではないかと思いますので、見解を伺います。

資料4の13ページ、緊急時・災害時の支援体制づくりの中の民生委員・児童委員協議会福祉マップの更新とその下の避難行動要支援者名簿の更新の2点について、福祉マップの更新の令和4年度の事業実施状況は令和3年度の実施内容であり、それをベースに緊急支援名簿を令和4年度に作成されたので、この4年度の実施内容に記載するのは少し違うのではないかと思います。

続いて、更新された要支援者名簿は、支援関係団体、民生委員児童委員協議会、区長会、消防団、社協に情報提供されましたが、資料5の25ページに記されている、福祉避難所の整備の中で町内の社会福祉法人5法人与福祉避難所の協定を結ばれていますが、この5法人に対しても避難行動要支援者名簿の提供先に含まれていますか。

事務局

「いきいき百歳体操」の実施箇所を44か所と記載し、ホームページ等と数字が異なるのご指摘について、44か所が最新と考えておりますが、改めて確認いたします。

続いて、9ページの民生委員児童委員の情報提供について、民生委員は身近な相談役というところで、大きく福祉というところはありますが、福祉、医療、介護、また児童、教育関係も含めた相談等を行って、必要とする機関につなげていく中で、福祉サービスが受けられるよう情報提供に努めるといった表現が少し異なるのご指摘かと考えます。福祉、医療、介護、教育及び児童等の情報提供も含めての福祉サービスとのご理解願います。

次に、13ページの福祉マップの更新について、民生委員児童委員協議会の方で令和3年度取り組んでいただいた内容を整理し、要支援者名簿が完成しました。実施状況の書き方についてはご指摘のとおり、3年度に取り組んだ結果、名簿の完成を見たにご理解いただきたいと思います。

続いて資料の5の25ページ、避難行動要支援者名簿を配付した関係支援団体に、災害の協定を結んだ社会福祉法人は含まれません。

副委員長

ありがとうございました。

委員長

ほか、何かありますか。

委員

4ページの地域清掃活動について、学校の取り組みとして地域の清掃活動されているのか。学校の事情もあり、定期的にはできないことと思いますが、みんなに関心を持ってもらえる様、年1回の実施や対象を広げるなど、興味を持ってもらえるような手立てがあれば教えていただきたい。以前、ライオンズクラブ等で大路次川の清掃を行われていた時期もあったと思いますが、実施されているのであれば参加の働きかけをしていただきたらと思います。

2点目が10ページの相談窓口について、説明の中で、農業についての相談があった

かと思えます。どのような相談でしたか。個人の問題か、町の問題として真剣に考えていく入口なのかもしれないので、お聞きしたい。

次に13ページの福祉マップについて、避難行動要支援者名簿を作成し、関係団体が持っているが、名簿を基にシミュレーションや模擬訓練を実施する計画はありますか。

事務局

4ページの地域の清掃活動、大路次川でライオンズクラブとの清掃活動や、児童生徒の清掃活動が広がるのかについてお尋ねかと思えます。広報でも自主的な清掃活動等の取組を周知しております。

地域の清掃活動がどのような広がりが見られるか、学校教育での時間的な問題もあるとともに、福祉と教育で話ができればと考えております。

10ページで、総合相談の中で農業の相談があったかについては、これまでに農業に係る相談は受けていませんが、相談があれば担当課に繋いでいきます。

13ページの福祉マップについての更新については民生委員児童委員協議会ご協力のもと作成し、避難行動要支援者名簿の更新等を行いました。その中で、各地区で自主防災組織を設置し、避難訓練等も実施していると聞いています。

各地域で避難訓練等を計画実施する際には、担当課職員の派遣、実施にあたっての助言等を行うとのことでした。

避難訓練はしていきたいが全般的な計画を立てるところまで至っておりません。

委員

避難訓練を実施しようとなった場合、だれが主体的に動くことになるのか。

事務局

訓練の実施は、各区からの要望により、担当課から、マニュアルの提示や訓練等に協力できるかと思えます。

委員

各区の判断でやるということですか。

事務局

各区の判断で実施されています。

委員

実施の判断は区に任せているとのことですか。

事務局

任せているということではありませんが、協力させていただきます。

委員

例えば、他の地区がモデルとして避難訓練を実施し、そこに関係者が行って、訓練後に意見を持ち寄り次に活かしていくなどしていかなければ、初めに開催する区が出てこないのではないかと。

事務局

担当課からは、自主防災組織を設置している区では、訓練していると聞いています。

委員

訓練しているときに他の区の方に集まり協議する場を作ってもらおうよう働きかけてもらいたい。あと、動員もかけていただきたいと思う。

事務局

事務局から担当課にご意見を伝えます。

現時点ではそれぞれの区で取り組んでいます。

委員

自主防災組織を作り実際に訓練をされている地区が5, 6件あることを知り、そこを参考に実施したことがあります。担当課にも手伝ってもらい、以前の標記である避難勧告や避難指示、緊急避難の各段階の行動を整理し訓練を行いました。その際、担当課からも協力いただき、助言もいただいたが、訓練を実施する区を広報で紹介するなど、訓練していく区を広げるため、区に対する周知は足りていないと思うので、担当課にお願いしたいです。

民生委員が実施する見守り活動ですが、経済的な問題や介護など多岐に渡ってくると、他機関との連携をどのように持っていくかということがある。地域の方の中には、民生委員の人が来るのが恥ずかしいという人、町からいろんな人が来るということに抵抗がある人もいる。しかしそういう人のことを近所でも気になっているが入っていくことができない。

そのような人たちと連携を持っていくのは行政の職員にも入ってきてもらいたい。知った近所の人であれば関わりはあるがそうでない人も多い。

最後に、あいさつ運動について、実際にどの程度呼びかけを行っているか、もう少し全体に周知し、取り組まれない。

委員長

今のは、意見ということでよろしいか。それでは意見としてお聞きしておきます。

ほか、何かございませんでしょうか。

副委員長

資料5の7ページ、命のカプセル配布事業の目的の項目で、「民生委員においても地域の高齢者への見守り活動を継続するためのツールとして活用するもの。」とあります。これまで75歳以上の方に民生委員が地区で配付しましたが、令和3年度から町の窓口で必要な人に渡していくことになり、ほとんど民生委員のかかわりがなくなっているので、現状と合っていないと思います。

事務局

命のカプセルは、事業の見直しを行い役場、社協等で配付するということになりました。しかし、必要に応じて、地域の民生委員様の方から配付することも考えられるのでこのような記載としました。

最後の方に記載している、「また、民生委員児童委員協議会においても地域の高齢者への見守り活動を継続するためのツールとして活用するもの。」という2行については記載内容を見直します。

委員長

他に何かありますか。

委員

配付したカプセルのその後について、本人が記入し、所定の場所に置いていて緊急搬送の際に実際に活用されているのか、救急隊の方に検証されていますか。

あと、緊急通報装置について、利用者が14名まで増えていたのが7名に減った原因は何ですか。

また、契約後の利用実績、ボタンを押された回数やコールセンターへの相談件数、救急搬送につながった件数はどれくらいありますか。

副委員長

命のカプセルの救急が活用しているかどうか、令和3年度の配付方法の見直しの際に事務局と協議したところ、配付後、記入した内容は更新されておらず、救急隊の活用もほとんどゼロに近いということだったと思います

委員

カプセルに書かれた医療情報は直近とは限らないことや病状、症状はその都度、検査診断が必要となるため、カプセルの情報が活用できるか不明。

しかし、関係者情報が記入されていれば、例えば本人だけ搬送されて来ても、命にかかわるような場合、家族に相談できなければ治療できない状況もある。しかし関係者情報があれば、そこから家族につながり治療に入れる可能性があるのも、救急隊の方には救急搬送の際にはカプセルがあればもってきてもらえると助かる、最近では豊中やもっと遠くに搬送され、患者情報が全くない病院からすれば連絡先が分かるだけでも助かります。

事務局

緊急通報装置の設置については、先週の介護保険事業運営委員会でも紹介したところ。利用ケースの減については、これまで在宅で過ごされていた方が施設に入居されたところもあると聞いています。それから高齢者の方が一人でお住まいの場合、いろんな電話がかかってくるので、お子さんが携帯電話を契約し、固定電話を廃止しているようです。現在設置している通報装置が、携帯電話とは連動しないので、今の時代に適合する方法について、担当課の方で再検討を考えているところです。

事務局

資料9ページの事業実績の方ですけれども、記載の方誤っておりました。令和5年1月末現在、7名という風に記載させていただいておるところでございますけれども、17名に訂正をお願いします。

また、コールセンターの利用件数ですが、現在確認しておりますのでしばらくお待ちください。

委員

17名が契約して一度もボタンを押したことがない人が多いことや、救急搬送されたケースがあっても緊急通報装置は活用されていないなど、費用対効果から低いのであ

れば、制度自体を考えなおす必要がある。しかし、緊急通報装置からコールセンターにつながり、今の症状等について相談をして利用者が安心できたことというケースがあれば利用価値は高いと思う。実際利用している件数というより、実際どのように使われているのか、具体的にこうしてほしいということではなく、方向性として考えてもらいたい。

委員長

年に1回くらい、利用者に対して緊急通報装置のボタンの押し方とか、消防の訓練ではありませんが、緊急通報も年に1回くらい押し方についてもう一度指導するとか、訓練的なことがなされてもよいのではないかと思います。コールセンターの利用件数についても、きっちり把握する必要があると思います。

今の質問で、事務局、なにか回答ありますか。

事務局

利用状況は現在、確認しております。緊急通報装置の利用ご案内というチラシ裏面にも記載しております、お元気コールについて、1か月に1回、コールセンターから連絡があり、生活状況の確認とか行っておりますので、利用状況っていうのがどうなっているのかっていうのもございますけれども、ご家族、ご本人の安全安心につながっていると思います。

委員

実際に利用してみないと安心感はわからないと思いますので、利用者の声が何かの形でわかればありがたいです。

委員長

今、事務局で件数の確認に行われていますか。

事務局

確認できましたら報告します。

委員長

他にご意見はございますか。

委員

町より国とか府への質問という形になるかもしれませんが、今の要介護とか要支援とかいう段階が、専門の方に聞いても厳しくなっているという話を聞きます。4、5年前に介護区分の異議申し立てをした際、府に開示請求しましたが、認定の基準は一切変わってないというお話を聞きました。ところが、全体的に厳しくなっているとお話を聞きますし、判定がどう変わったのかをお聞きします。

委員

月に1回ないし2回、開催される認定審査会に参加しています。委員のいわれる通り、基準は変わってないと思います。以前は、コンピューター判定は参考程度で、審査会の方で区分を決めていたのかと思いますが、自分が認定委員をし始めた数年前から、1次判定というコンピューター判定の内容は多分変わっていません。そのチェックの付け方について、きちんと細かく基準を決めて、例えば、麻痺と言ってもここま

で上げられるか上げられないかとかというその数値だけで決めて、調査員さんの見方で判定に個人差が出ない様な基準になっています。その情報をコンピューターに入れると要支援1とか2とか介護1とか2とか出のですが、審査員会では1次判定を見て、覆すだけの理由があるのか、何か文書から読み取れるかをみて判定を下すこととなっており、コンピューターの意見が強くでています。で、以前よりも下がったら、なぜ下がったのかを探したり、調査員、審査委員会としては、本人さんにとって一番いい介護認定度にしたければ、コンピューターの判定が出たら、中々覆らない状況が発生し、生活と食い違ってしまうケースもあります。ただ厳しくなったのかというところとは限らず、介護度が上がると利用料も上がりますので、低いほうが良いという方もあれば、もちろんもうちょっと高くしてほしいという方もあります。

基本的には利用される側の人の希望に沿うのではなく、客観的に見て誰もが、どこの市町村で受けても同じ認定が受けられるような、システムがもう作られているので、いろんな矛盾が生じているのも事実ですけれども、なかなか、融通を利かすところとずるい人とかが出てくるなど、公平性が失われるので、認定審査会の事務局とか公平性については、ちゃんと議事録が残るようにもして、開示請求があれば請求できるようにみたいな感じでやられているのが今の現状だと思います。認定審査員をしている立場なので国の立場とか存じ上げませんが、現実はその感じかなという印象です。なにか事務局の方があれば。

事務局

認定審査会も委員のご説明のとおり、きちんと基準に沿ってされていたが、それがさらに細くなり利用者の方の思いと違ったことも出てきていた、ということでした。介護の方はこれから65歳以上の方が増えてまいりますので、ご利用の方が多くなってくるところでいろんな課題もかなり増えてくると思いますけれども、福祉という大きな枠の中では、非常に重い課題であり、福祉部として取り組まないといけない問題と考えているところです。

委員長

次に進ませていただきます。

議題(2)第3次能勢町地域福祉活動計画の進捗状況について、能勢町社会福祉協議会の松下事務局長の方から説明をお願いします。

(事務局より、社協資料1による進捗状況説明)

委員長

ありがとうございました。ただいま、社会福祉協議会から説明がありましたが、この件について、何か質問等ありましたら願います。

事務局

さきほど質問のありました、緊急通報装置の利用状況ですが、令和3年度は、緊急通報の利用件数はありませんでしたが、相談件数は4件ございました。続いて、令和

4年度の現時点で緊急通報が1件、相談件数については5件、計6件の利用がありましたので報告します。

委員

利用者側が発信したのがその件数で、毎月その電話がかかってくるということですね。

事務局

そういうことでございます。

委員長

他に質問等がありますか。

無い様ですので、以上を持ちまして本日の議題はすべて終了とさせていただきます。進行を事務局にお返しします。

事務局

本日はご審議いただきありがとうございます。それでは乾谷副委員長より閉会の挨拶を頂戴します。

副委員長

(副委員長 あいさつ)

事務局

委員の皆様をはじめ、ご出席いただきありがとうございました。

気を付けてお帰り下さい。